

山形県公報

令和元年7月2日(火)

号 外(7)

目 次

条 例

〇山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する				
条例	(人	事	課)	6
○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	…同
○山形県手数料条例の一部を改正する条例	(財	政	課)	$\cdots 7$
○山形県県税条例等の一部を改正する条例	(税	政	課)	…同
○山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例	(同)	…40
○山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の				
一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(司)	…同
○山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市	町村	課)	…41
○山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例(地	或福祉	止推進	課)	…同
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例	(空港	 港湾	(課)	…同
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部				
を改正する条例	(警	察 本	部)	…同

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (人事課)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬日額を引き上げることとした。

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (人事 課)
 - 1 職員が人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合に、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給することとした。(第6条第1項第3号関係)
 - 2 警察職員が上皇又は上皇后の身辺の警衛に従事した場合に、警察職員の特殊勤務手当のうち 警衛警護作業手当を支給するとともに、皇嗣又は皇嗣妃の身辺の警衛に従事した場合の警察職 員の特殊勤務手当のうち警衛警護作業手当の額を引き上げることとした。(第14条第2項の表 第15号関係)
 - 3 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の額を引き下げることとした。(第15条第2項 第4号関係)
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (財政課)
 - 1 次に掲げる手数料の額を改定することとした。
 - (1) 危険物取扱者試験手数料

- (2) 火薬類製造保安責任者等試験手数料
- (3) 製造保安責任者試験手数料及び販売主任者試験手数料
- (4) 電気工事士免状交付手数料、電気工事士免状再交付手数料及び電気工事士免状書換え手数 料
- (5) 液化石油ガス設備士試験手数料
- (6) 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録の申請経由手数料
- (7) 採石業務管理者試験手数料
- (8) 技能検定試験手数料
- (9) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料及び二級建築士試験又は木造建築士試験手数料
- (10) 猟銃等講習手数料、猟銃操作等技能講習手数料及び年少射撃資格講習手数料
- (11) 機械警備業務管理者講習手数料
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第5号) (税政課)
 - 1 山形県県税条例の一部改正
 - (1) 県民税
 - イ 住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - (イ) 適用期限を令和15年度まで2年間延長することとした。 (附則第5条の4の2第1項 関係)
 - (ロ) 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から10年目に該当する年以後居住年から12年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、当該住宅借入金等特別税額控除の控除額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額(当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円)とすることとした。(附則第5条の4の2第3項関係)
 - ロ 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以 下の措置を講ずることとした。
 - (4) その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができることとした。(改正後の附則第21条の2第1項関係)
 - (n) その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限る。)が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができることとした。(改正後の附則第21条の2第2項関係)
 - (2) 事業税
 - イ 法人の事業税の所得割及び収入割の税率を引き下げることとした。(第54条関係)
 - ロ 法人の事業税の税率の特例について、特別法人の行う電気供給業、ガス供給業、保険業 及び貿易保険業以外の事業に対して課する所得割の税率を引き下げることとした。 (附則 第13条の3関係)
 - (3) 自動車税
 - イ 環境性能割

- (イ) 税率に応じた排出ガス性能及びエネルギー消費効率の基準の見直しを行うこととした。(第135条の3第1項及び第2項関係)
- (ロ) 環境性能割の納税義務者が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方 税共同機構を経由して新規登録又は移転登録の申請に係る申告を行う場合には、当該納 税義務者は、当該申告をする際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に係 る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならないこととした。(第135条の6 第3項関係)
- (ハ) 次に掲げる期間における県が市町村道の延長及び面積により按分して県内の市町村に対して交付する額は、それぞれ次に定める額とすることとした。(第135条の13関係)
 - a 令和元年10月1日から令和4年3月31日まで 県に納付された環境性能割額に相当 する額に一定の率を乗じて得た額の100分の47に相当する額
 - b 令和4年4月1日以後 県に納付された環境性能割額に相当する額に一定の率を乗 じて得た額の100分の43に相当する額
- (二) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて 指定した路線の運行の用に供する一定の一般乗合用のバスを取得した場合において、当 該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該自動車に対しては、環境性 能割を課さないこととした。(附則第15条の2の5の2関係)
- (ホ) 自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割の税率を引き下げることとした。 (附則第15条の2の6第2項関係)
- (A) 路線バス等のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、 当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額 から1,000万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附 則第15条の2の7第1項関係)
- (ト) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものは、200万円)を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の7第2項関係)
- (チ) 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から100万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。 (附則第15条の2の7第3項関係)
- (リ) 一定のバス等又はトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置 又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の7第4項関係)
- (双) 一定のバス等又はトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置 及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車 の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日まで(一定のトラックにあっては、令 和元年10月1日から令和3年3月31日まで)に行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の7第5項関係)
- (ル) 一定のバス等又はトラックのうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する

環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第15条の2の7第6項関係)

- (ヲ) バス等又は一定のトラックのうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和2年10月31日 (バス等及び一定の車両総重量のトラックにあっては、令和元年10月31日) までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。 (附則第15条の2の7第7項関係)
- (9) 対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における 所有者等が対象区域内自動車等以外の自動車(以下「他の自動車」という。)を取得し た場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内 用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域 内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同 日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課す る環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措 置を講ずることとした。(附則第25条関係)

ロ 種別割

- (4) 自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。)及び特種用途車のうち キャンピングカー(原動機を用いないものを除く。)に対して課する種別割の税率を排 気量等に応じて引き下げることとした。(第136条関係)
- (p) 種別割の納税者が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して新規登録の申請に係る申告を行うときは、当該新規登録の申請に係る自動車に係る種別割については、地方税共同機構から得た納付情報により徴収することとした。(第139条の5関係)
- (ハ) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して課する種別割の 税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対して 課する種別割の税率を重くする特例措置について、対象となる自動車及び当該自動車の 税率の見直しを行うこととした。(附則第15条の3及び附則第15条の3の2関係)
- (二) 対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が1の(3)のイの(ワ)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する令和元年度から令和3年度分までの種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。(附則第26条第1項~第3項関係)
- (ホ)対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車等は、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後種別割の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。(附則第26条第4項関係)
- 2 山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成30年7月県条例第48号)の一部改正 法人の県民税及び地方消費税に係る納税申告書等について、地方税関係手続用電子情報処理 組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金の額が1億円を超える内国法人等 が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用 することが困難であると認められる場合で、知事又はその納税地を所轄する税務署長の承認を 受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで提出することができること とした。
- 3 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それ ぞれ次に定める日から施行することとした。
 - (1) 1の(1)のイ及び2の改正 公布の日
 - (2) 1の(1)の口の改正 令和2年1月1日

- (3) 1の(3)のイの(p)及びロの(p)の改正 令和2年1月6日
- (4) 1の(3)のイの(n)のbの改正 令和4年4月1日
- ◇ 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例 (県条例第6号) (税政課)
 - 1 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を令和3年3月31日まで延長することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県過疎地域自立 促進県税課税免除条例の規定は、平成31年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 (県 条例第7号) (税政課)

租税特別措置法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。

- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第8号) (市町村課) 地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第9号) (地域福祉推進課)
 - 1 民生委員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例 (県条例第10号) (空港港湾課)
 - 1 庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸 料は、令和2年3月31日まで徴収しないこととした。(附則第4項関係)
 - 2 この条例は、令和元年8月1日から施行することとした。
- ◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (県条例 第11号) (警察本部)
 - 1 次に掲げる者から徴収する手数料の額を改定することとした。
 - (1) 特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者
 - (2) 特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者
 - (3) 特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者
 - 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。

条 例

山形県特別職の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年年7月2日

> 山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第2号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)の一部を次のよ うに改正する。

を

同 10,600円 10,600円 同 別表第3報酬額の欄中 同 8,800円 同 10,600円 同 8,800円

同 10,800円 同 10,800円 同 8,900円 に改める。 同 10,800円 同 8,900円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年7月2日

> 美 栄 子 山形県知事 吉村

山形県条例第3号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年10月県条例第34号)の一部を次のように改 正する。

第6条第1項第1号及び第2号中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」 を「防災くらし安心部食品安全衛生課」に改め、同項第3号中「環境エネルギー部危機管理・くら し安心局食品安全衛生課」を「防災くらし安心部食品安全衛生課」に、「又は低病原性鳥インフル エンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病」に改める。

第6条の2第1項中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」を「防災くら し安心部食品安全衛生課」に改める。

第6条の6第1項第2号中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「防災く らし安心部消防救急課」に、「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に改める。

第13条第1項中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「防災くらし安心部 防災危機管理課及び消防救急課」に、「及び」を「並びに」に改める。

第14条第2項の表第15号中「皇太子」を「上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣」に、「皇太 子妃」を「皇嗣妃」に改める。

第15条第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同項第51号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第72号中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項第73号中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同項第88号中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第89号中「2,600円」を「2,700円」に改め、同項第90号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第110号中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同項第163号中「20,600円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同項第163号中「17,900円」を「18,200円」に改め、同項第385号中「19,200円」を「8,100円」に改め、同項第386号中「17,700円」を「17,900円」に改め、同項第385号中「19,200円」を「19,300円」に改め、同項第386号中「17,700円」を「17,900円」に改め、同項第433号中「6,800円」を「6,900円」に改め、同項第434号の2中「12,300円」を「12,700円」に改め、同項第440号の5中「9,700円」を「9,800円」に改め、同項第470号中「38,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第5号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例 (昭和29年5月県条例第18号) の一部を次のように改正する。

第117条第1項第3号中「第63条の4第1項」を「第63条の5第1項」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同項第1号中「第12項」を「第17項」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に、「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に、「特定取得」を「特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得」に改める。

附則第5条の6中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第7条の3中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第9条第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条中「平成34年1月31日」を「令和4年1月31日」に改める。

附則第13条の8第1項及び第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。 附則第13条の9第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第2項中 「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条第1項、附則第14条の3第1項、第3項、第4項及び第6項並びに附則第14条の4

第1項、第3項及び第4項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項から第8項までの規定及び附則第15条の2の2の2中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第15条の2の2の3第1項から第5項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第6項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第7項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第8項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第9項から第12項までの規定及び附則第15条の2の2の4中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第15条の2の3第1項、第4項及び第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第19条第1項及び第2項並びに附則第19条の2第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第22条第1項の表中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、」を「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は」を「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は」に、「第12項まで又は第41条の2」を「第17項まで又は第41条の2」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項」を「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項」に、

「第12項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「第17項まで又は震災特例法」に改め、同条第2項の表中「(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第5項から第8項」を「(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第9項」に、「まで若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項」を「まで若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第613条の2第1項、第2項若しくは

第5項から第9項」に、

若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項まで

若しくは第41条の2又は震災特例法第13条 第3項若しくは第4項若しくは第13条の2 第1項、第2項若しくは第5項から第9項 まで

第1項、第2項若しくは第5項から第9項 に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3

を

年」に改める。

附則第22条の2中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第25条第1項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

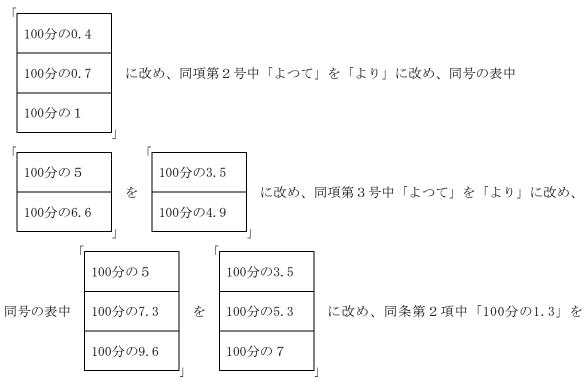
第37条の2第1項中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第2項中「よつて行なう」を「より行う」に、「を行なう」を「をする」に改める。

第38条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改める。

第38条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第45条の3の2第1項の規定による扶養親族に関する」を「第45条の3の2第1項各号に掲げる事項を記載した」に改め、同条第2項中「の規定による扶養親族の異動に関する」を「に規定する異動の内容その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第2条の3の3第2項に規定する事項を記載した」に改める。

第38条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第45条の3の3第1項の規定による扶養親族に関する」を「第45条の3の3第1項各号に掲げる事項を記載した」に改める。

第54条第1項第1号ハ中「よつて」を「より」に改め、同ハの表中 100分の2.7 を 100分の3.6



「100分の1」に改め、同条第3項第1号ハ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第64条第1項中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第80条の6の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第 1項中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円 滑化団体又は」を削り、「この項」を「この条」に、「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和55年法律第65号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「次項」を「以下この条」に、「同じ」を「「農地売買事業」という」に、「あつては」を「は」に、「第7号に規定する」を「第7号に掲げる」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に改め、同条第2項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業」を「農地売買事業」に改める。

第89条第1項第2号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第135条の3第1項第1号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同イ(イ)を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第9項に規定するもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第135条の3第1項第1号イ(\mathbf{p})を削り、同イ(\mathbf{p})中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同イ中(\mathbf{p})をし、同号ニ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同二(\mathbf{p})を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第135条の3第1項第1号二中(p)を削り、(n)を(p)とし、同号中二をホとし、同号ハ中「第9条の4第3項」を「第9条の4第4項」に改め、同ハ(f)を次のように改める。

- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第135条の3第1項第1号ハ中(p)を削り、(n)を(p)とし、同号中ハを二とし、同号ロ中「第9条の4第2項」を「第9条の4第3項」に改め、同口(n)を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第135条の3第1項第1号ロ中(p)を削り、(n)を(p)とし、同号中ロをハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規 定するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (p) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第1項第2号イ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第8項」に改め、同イ(イ)を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
 - b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第135条の3第1項第2号イ中(n)を削り、(n)を(n)とし、同号ロ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第9項」に改め、同号ハ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第10項」に改め、同ハ(n)を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
 - b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第135条の3第1項第2号ニを削り、同号ホ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第11項」に改め、同号中ホをニとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、 法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同 じ。)
 - イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規 定するもの
 - (4) 次のいずれかに該当すること。
 - a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素

酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規 定するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (p) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第2項第1号イ中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第10項」を「第9条の4第12項」に改め、同イ(イ)を次のように改める。

- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第135条の3第2項第1号イ中(\mathfrak{p})を削り、(\mathfrak{p})とし、同号ハ中「第9条の4第12項」を「第9条の4第16項」に改め、同ハ(\mathfrak{p})を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第135条の3第2項第1号ハ中(\mathbf{p})を削り、(\mathbf{n})を(\mathbf{p})とし、同号中ハをホとし、同号ロ中「第9条の4第11項」を「第9条の4第15項」に改め、同口(\mathbf{n})を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第135条の3第2項第1号ロ中(p)を削り、(n)を(p)とし、同号中ロを二とし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規 定するもの
 - (4) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガ

ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので 施行規則第9条の4第14項に規定するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (p) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第2項第2号イ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第19項」に改め、同イ(イ) を次のように改める。

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が 平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超え ないこと。

第135条の3第2項第2号イ中(\mathbf{n})を削り、(\mathbf{n})を(\mathbf{n})とし、同号ロ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ハ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第21項」に改め、同ハ(\mathbf{n})を次のように改める。

- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第135条の3第2項第2号ニを削り、同号ホ中「第9条の4第17項」を「第9条の4第22項」に改め、同号中ホをニとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
 - イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規 定するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (p) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規 定するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第4項中「及びロ」を「からハまで」に、「第1号イに」を「第1号イからハま

でに」に、「第9条の2第20項」を「第9条の2第27項」に、「同条第21項」を「同条第28項」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項第1号イ(口)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号口(口)	平成32年度基準エネルギー消費 効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効 率に100分の165
第1項第1号ハ(ロ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号イ(口)	平成27年度基準エネルギー消費 効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効 率に100分の138
第2項第1号口(口)	平成32年度基準エネルギー消費 効率	平成22年度基準エネルギー消費効 率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ハ(ロ)	平成27年度基準エネルギー消費 効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効 率に100分の138

第135条の6第1項第2号中「及び」を「、第3項及び」に改め、同条に次の1項を加える。

3 環境性能割の納税義務者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(法第761条に規定する地方税共同機構をいう。第139条の5において同じ。)を経由して新規登録又は移転登録の申請に係る申告を行う場合には、前2項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該申告をする際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第135条の13中「100分の65」を「100分の47」に改める。

1	円 29, 500	円 25, 000
	34, 500	30, 500

第136条の表中 39,500									
第136条の表中 51,000 を 50,000 に、「一般乗合用バス以外」を「その 57,000 に、「一般乗合用バス以外」を「その 76,500 75,500 88,000 87,000 111,000 110,000 110,000 10,00				39, 500			36, 000		
第136条の表中 58,000 を 57,000 に、「一般乗合用バス以外」を「その 66,500 76,500 75,500 88,000 111,000 110,0				45, 000			43, 500		
58,000				51, 000			50, 000		
では、	第136条(の表中		58, 000			57, 000	に、	「一般乗合用バス以外」を「その
88,000 87,000 1110,000 1100,000 1100,000 1100,000 1100,000 27,600 24,400 28,800 36,000 40,000 40,000 45,600 53,200 52,400 61,200 60,400 70,400 69,600				66, 500			65, 500		
111,000 110,000 110,000 110,000 23,600 24,400 31,600 28,800 34,800 40,000 45,600 53,200 52,400 61,200 60,400 70,400 69,600				76, 500			75, 500		
23,600 20,000 24,400 31,600 28,800 36,000 40,800 45,600 53,200 52,400 61,200 60,400 70,400 69,600				88, 000			87, 000		
27,600 24,400 31,600 28,800 34,800 40,000 40,000 45,600 53,200 52,400 61,200 60,400 70,400 69,600			1	11, 000		1	10, 000	ı	
他」に、		23	, 600	ſ	20	, 000		_	
他」に、 46,400 を 45,600 に改める。 134,800 に改める。 12,400 61,200 69,600 69,600		27	, 600		24	, 400			
他」に、 40,800 を 40,000 に改める。 45,600 53,200 60,400 70,400 69,600		31	, 600		28	, 800			
他」に、 46,400 を 45,600 に改める。 53,200 52,400 60,400 70,400 69,600		36	, 000		34	, 800			
46, 400 45, 600 53, 200 52, 400 61, 200 60, 400 70, 400 69, 600	//h +) =	40	, 800	.	40	, 000	1 = 7 to vi	. 7	
61, 200 60, 400 70, 400 69, 600	他」に、	46	, 400	&	45	, 600	(CEX &)る。	
70, 400 69, 600		53	, 200		52	, 400			
		61	, 200		60	, 400			
88, 800		70	, 400		69	, 600			
		88	, 800		88	, 000	٦		

第139条の4の次に次の1条を加える。

(種別割の徴収の方法の特例)

第139条の5 種別割の納税者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する 地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して新規登録の申 請に係る申告を行うときは、第139条第2項及び第5項の規定にかかわらず、当該新規登録の 申請に係る自動車に係る種別割の徴収については、施行規則第9条の16に規定する方法によ る。 附則第13条の3中 名事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 100分の6.6 を 名事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 100分の4.9 に、 100分の7.9

を 100分の4.9 100分の5.7

に、「「100分の6.6」を「「100分の4.9」に、「、100分の7.9」を「、

100分の5.7」に改める。

附則第15条の2の5の次に次の2条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税の範囲)

第15条の2の5の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になつている地域における交通手段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第132条第1項の規定にかかわらず、当該自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- 第15条の2の5の3 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第135条の3第1項又は第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第1項又は第2項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「低排出ガス車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき低排出ガス車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第 135条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき 自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金 額を加算した金額とする。

附則第15条の2の6に次の1項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第135条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第15条の2の6の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

- 第15条の2の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第132条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第15条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通 移動等円滑化基準(次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」と いう。)で施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。
- 2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から650万円(乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。
 - (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに適合するものであること。
- 3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに適合するものであること。
 - (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

- 4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から 第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の11第8項に規定 するものに限る。)又はバス(同条第9項に規定するものに限る。)(以下この項から第7 項までにおいて「バス等」という。)であつて、同法第41条の規定により平成26年2月13日 以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公 害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(以 下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。) 及び同法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた 車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則 第4条の11第11項に規定するもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基 準」という。)のいずれにも適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
 - (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係

る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

公

報

県

山 形

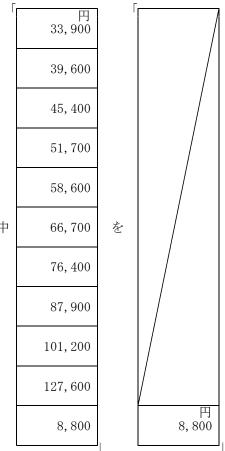
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年 2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安 基準に適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。
- 8 前各項の規定は、第135条の6第1項の規定により提出される申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第15条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条中「附則第5条第1項に規定するものをいう」を「第9条の2第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ」に、「同条第2項に規定するものをいう。)、」を「施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同

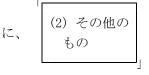
じ。)、」に、「同条第3項」を「施行規則附則第5条第2項」に、「同条第2項に規定するものをいう。)及び」を「同条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。)及び」に、「同条第4項」を「施行規則第9条の2第5項」に、「大気汚染防止法」を「大気汚染防止法」を「大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)」に、「附則第5条第5項」を「第9条の2第6項」に、「)並びに」を「次項第3号及び次条第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第135条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

附則第15条の3第2号中「第135条の3第1項第2号」を「第135条の3第1項第3号」に、「軽油自動車」を「軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)」に、「平成20



年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同条の表中



を (2) その他の バス

に改め、同条に次の2項を加える。

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和

2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ(イ) a に規定する排出ガス保安基準(以下この号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から 充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第7項に規定するものをいう。)
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ(4) a に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同(4) b に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同イ(中)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(4) a に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同(4) b に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、第135条の3第1項第3号イ(イ)aに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同(イ)bに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

	ウ動士の経籽な	税率(年額)
	自動車の種類等	営業用	自家用
1 乗用 車 (三 輪の小	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	円 2,000	円 6, 500
型自動車に属するも	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2, 500	8,000
のを除く。)	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のも の	2, 500	9, 000

	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のも の	3, 500	11,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のも の	4,000	12, 500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のも の	4, 500	14, 500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のも の	5, 500	16, 500
	総排気量が 4 リットルを超え4.5リットル以下のも の	6,000	19, 000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のも の	7,000	22, 000
	総排気量が6リットルを超えるもの	10, 500	27, 500
2 トラ	最大積載量が1トン以下のもの	2,000	2,000
ック	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2, 500	3,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000	4, 000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000	5, 500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000	6, 500
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5, 500	7, 500
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6, 500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7, 500	10, 500
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に 最大積載を 8 k N S N S N S N S N S N S N S N S N S N	10,500円に 最大積載を 8 ト 8 ト 2 まる 1 ト ンまで 1,600円 を加算した 額

	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又 は電気自動車	最大積載量 に応じた年 額に1,000 円を加算し た額	最大積載量 に応じた年 額に1,300 円を加算し た額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量 に応じた年 額に1,200 円を加算し た額	最大積載量 に応じた年 額に1,600 円を加算し た額
		総排気量が1.5リットルを超えるも の	最大積載量 に応じた年 額に1,600 円を加算し た額	最大積載量 に応じた年 額に2,000 円を加算し た額
3 バス	(1) 一般乗合 用バス及び	乗車定員が30人以下のもの	3,000	3,000
	通学又は通 園用バス	乗車定員が30人を超え40人以下のも の	4, 000	4, 000
		乗車定員が40人を超え50人以下のも の	4, 500	4, 500
		乗車定員が50人を超え60人以下のも の	5, 000	5, 000
		乗車定員が60人を超え70人以下のも の	6,000	6, 000
		乗車定員が70人を超え80人以下のも の	6, 500	6, 500
		乗車定員が80人を超えるもの	7, 500	7, 500
	(2) その他の バス	乗車定員が30人以下のもの	7, 000	8, 500
		乗車定員が30人を超え40人以下のも の	8,000	10, 500
		乗車定員が40人を超え50人以下のも の	9, 500	12, 500

		乗車定員が50人を超え60人以下のも の	11, 000	14, 500
		乗車定員が60人を超え70人以下のも の	13, 000	16, 500
		乗車定員が70人を超え80人以下のも の	14, 500	18, 500
		乗車定員が80人を超えるもの	16, 000	21, 000
4 三輪の	の小型自動車		1, 500	1, 500
5 けん コロ動	小型自動車に原	属するもの	2,000	3, 000
引自動 車	普通自動車に原	属するもの	4, 000	5, 500
6 特種 用途車	(1) 霊柩車	普通自動車に属するもの	3, 500	4, 000
用述早		小型自動車に属するもの	1, 500	2,000
	(2) ごみ、し 尿等の廃棄 物の収集及 び運搬の用 に用いるも の	普通自動車に属するもの	3, 500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2, 000
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	6, 500	
	(原動機を用いないも	小型自動車に属するもの	5,000	
0	用いないも のを除 く。)	総排気量が1リットル以下のもの又 は電気自動車		5, 000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6, 500
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7, 500
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9, 000
		総排気量が2.5リットルを超え3リ		10, 000

ĺ				1 1	
			量が3リットルを超え3.5リ 从下のもの		11, 500
			量が3.5リットルを超え4リ 以下のもの		13, 500
			量が4リットルを超え4.5リ 以下のもの		15, 500
			量が4.5リットルを超え6リ 以下のもの		17, 500
		総排気量	量が6リットルを超えるもの		22, 000
	(4) その他の 用に用いる もの	車体の 形状が トラッ	車両重量が5トン以下のも の	2, 500	3,000
	90)	トク する する ので 最	車両重量が5トンを超え10 トン以下のもの	5,000	6, 500
		大積載量の定めのな	車両重量が10トンを超え15 トン以下のもの	7, 500	10, 500
		いもの	車両重量が15トンを超える もの	10,000	13, 500
		その他の		自動車の種類分によりそれ又は前各号に動車について額	いぞれ前各項 に該当する自

- 3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。
 - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒 素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量 車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が 平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附 則第5条の2第6項に規定するもの

		税率(年額)
	自動車の種類等	営業用	自家用
1 乗用 車 (三 輪の小	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 12,500
無の 型自動 車に属 するも	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のも の	4, 500	15, 500
のを除 く。)	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のも の	5, 000	18, 000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22, 000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のも の	8,000	25, 000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のも の	9,000	28, 500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のも の	10, 500	33, 000
	総排気量が 4 リットルを超え4.5リットル以下のも の	12, 000	38, 000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のも の	14, 000	43, 500
	総排気量が6リットルを超えるもの	20, 500	55, 000
2 トラ	最大積載量が1トン以下のもの	3, 500	4, 000
ック	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4, 500	6, 000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8, 000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7, 500	10, 500

	最大積載量がる	4トンを超え5トン以下のもの	9, 500	13,000
	最大積載量がる	5トンを超え6トン以下のもの	11,000	15,000
	最大積載量が 6	6トンを超え7トン以下のもの	13, 000	17, 500
	最大積載量がで	7トンを超え8トン以下のもの	15,000	20, 500
	最大積載量が 8	3トンを超えるもの	15,000円に 最大積載を 8トスる1ト が8よる1トンまでごと に2,400円 を加算した 額	20,500円に 最大積載を 8トンまる1ト ンまでごと に3,200円 を加算した 額
	最大乗車定員 が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの	最大積載量 に応じた年 額に1,800 円を加算し た額	最大積載量 に応じた年 額に2,600 円を加算し た額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量 に応じた年 額に2,300 円を加算し た額	最大積載量 に応じた年 額に3,200 円を加算し た額
		総排気量が1.5リットルを超えるも の	最大積載量 に応じた年 額に3,200 円を加算し た額	最大積載量 に応じた年 額に4,000 円を加算し た額
3 バス	(1) 一般乗合	乗車定員が30人以下のもの	6, 000	6,000
	用バス及び 通学又は通 園用バス	乗車定員が30人を超え40人以下のも の	7, 500	7, 500
		乗車定員が40人を超え50人以下のも の	9, 000	9, 000
		乗車定員が50人を超え60人以下のも の	10,000	10,000

		乗車定員が60人を超え70人以下のも の	11, 500	11
		乗車定員が70人を超え80人以下のも の	13, 000	13
		乗車定員が80人を超えるもの	14, 500	14
	(2) その他の	乗車定員が30人以下のもの	13, 500	16
	バス	乗車定員が30人を超え40人以下のも の	16, 000	20
		乗車定員が40人を超え50人以下のも の	19, 000	24
		乗車定員が50人を超え60人以下のも の	22, 000	28
		乗車定員が60人を超え70人以下のも の	25, 500	33
		乗車定員が70人を超え80人以下のも の	28, 500	37
		乗車定員が80人を超えるもの	32, 000	41
4 三輪の	の小型自動車		2, 500	3
5 けん	小型自動車に原	属するもの	4, 000	5
引自動 車	普通自動車に原	属するもの	8, 000	10
6 特種	(1) 霊柩車	普通自動車に属するもの	6, 500	7
用途車		小型自動車に属するもの	3,000	3
	(2) ごみ、し	普通自動車に属するもの	6, 500	7
	尿等の廃棄 物の収集及 び運搬の用 に用いるも の	小型自動車に属するもの	3,000	3

(3) キャンピ	普通自動	動車に属するもの	13, 000	/
ン グ カ ー (原動機を	小型自動車に属するもの		9, 500	
用いないも の を 除	総排気量	総排気量が1リットル以下のもの		10,000
<.)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの			12, 500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの			14, 500
		量が2リットルを超え2.5リ 以下のもの		17, 500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの			20,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの			23, 000
		量が3.5リットルを超え4リ 以下のもの		26, 50
		量が4リットルを超え4.5リ 以下のもの		30, 50
		量が4.5リットルを超え6リ 以下のもの		35, 00
	総排気量	量が6リットルを超えるもの		44, 00
(4) その他の 用に用いる	車体の形状が	車両重量が5トン以下のもの	4, 500	6, 00
5 0	トラッ類も見	車両重量が5トンを超え10 トン以下のもの	9, 500	13, 00
	ので最大積載量のなる	車両重量が10トンを超え15 トン以下のもの	15, 000	20, 50
	めのないもの	車両重量が15トンを超えるもの	19, 500	26, 50

1		
	その他のもの	自動車の種類及び構造区
		分によりそれぞれ前各項
		又は前各号に該当する自
		動車について定められた
		額

附則第15条の3の次に次の2条を加える。

第15条の3の2 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月県条例第12号)第2条の規定による改正前の山形県県税条例(以下この項において「平成29年改正前の県税条例」という。)第132条第1項若しくは第3項の規定により平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第132条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて同月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

自動車の種類等		税率(年額)
乗 用 車 (三輪の 小型自動	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	円 29, 500
小空日勤車に属するものを除く。)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のも の	34, 500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のも の	39, 500
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のも の	45, 000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のも の	51, 000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58, 000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のも の	66, 500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のも の	76, 500

総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のも の	88,000
総排気量が6リットルを超えるもの	111,000

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条及び前項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

	自動車の種類等	税率(年額)
乗用車(三輪の	総排気量が1リットル以下のもの	円 33,900
小型自動 車に属す るものを 除く。)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のも の	39, 600
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のも の	45, 400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のも の	51, 700
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のも の	58, 600
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66, 700
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のも の	76, 400
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87, 900
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のも の	101, 200
	総排気量が6リットルを超えるもの	127, 600

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対して 課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成 31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第 138条の2第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて 課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、第136条及び第1項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

自動車の種類等		税率 (年額)
乗 用 車 (三輪の 小型自動	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	円 7, 500
ホ宝日勤 車に属す るものを 除く。)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のも の	9, 000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のも の	10, 000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のも の	11, 500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のも の	13, 000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のも の	14, 500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のも の	17, 000
	総排気量が 4 リットルを超え4.5リットル以下のも の	19, 500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のも の	22, 000
	総排気量が6リットルを超えるもの	28, 000

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対して 課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成 31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第 138条の2第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて 課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、第136 条及び第1項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台 について、同表の税率の欄に定める額とする。

自動車の種類等 税率 (年額)

乗 用 車 (三輪の 小型自動	総排気量が1リットル以下のもの	円 15, 000
車に属す るものを 除く。)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のも の	17, 500
₩ (°)	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のも の	20, 000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のも の	22, 500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	25, 500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	29, 000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	33, 500
	総排気量が 4 リットルを超え4.5 リットル以下のも の	38, 500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のも の	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	55, 500

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項 又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この 項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項若しくは第3項又は前条 第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」とい う。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交 通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自 動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当 であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。
- 2 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第138条の納期限 (納期限の延長があつたときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当 該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該 申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を 含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通 大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継 人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に

関する規定(第140条から第141条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額 に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第21条の2の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「第44条の2第3項」を「第44条の2第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「よつて」を「より」に、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第11条の6第1項に」を「第11条の7第4項に」に、「よつて」を「より」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)」及び「(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項の表中「第44条の2第1項」を「第44条の2第3項」に、「)第11条の6第1項」を「)第11条の7第4項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項」を「震災特例法第11条の7第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

附則第4条第1項	法附則第4条第1項第1 号	法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第4条第1項 第1号
附則第4条第2項	法附則第4条第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条第3項
附則第4条第3項	法附則第4条第1項第2 号	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条第1項第2号
	法附則第4条第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条第3項
	法附則第4条第7項第2 号	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条第7項第2号
附則第4条の2第1 項	法附則第4条の2第1項 第1号	法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第4条の2第 1項第1号
附則第4条の2第2 項	法附則第4条の2第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条の2第3項

	T	
附則第4条の2第3 項	法附則第4条の2第1項 第2号	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条の2第1項第2号
	法附則第4条の2第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項
	法附則第4条の2第7項 第2号	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第4条の2第7項第2号
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項(震災特例法第11条の7第 1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条の2第3項	第35条の2まで、第36条 の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(震災特例法第 11条の7第1項の規定により適用される 場合を含む。)、第35条の2、第36条の 2若しくは第36条の5 (これらの規定が 震災特例法第11条の7第1項の規定によ り適用される場合を含む。)
附則第11条第1項	租税特別措置法第31条の 3第1項	震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3 第1項
附則第11条第2項	法附則第34条の3第2項	法附則第44条の2第1項の規定により適 用される法附則第34条の3第2項
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項(震災特例法第11条の7第 1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部

分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

附則に次の2条を加える。

(東日本大震災に係る対象区域内自動車等の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

- 第25条 法附則第53条の2第2項第1号に規定する自動車等持出困難区域(以下この項及び次条第4項において「自動車等持出困難区域」という。)内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等(以下この項及び次条第4項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第132条の2第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第1項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び次条第4項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。
- 2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(東日本大震災に係る対象区域内自動車等の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の種別割の納税義務の免除等)

- 第26条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項の規定の適用を受けることとなった場合には、法附則第54条第1項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。
- 2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 4 対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内 用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第132条 第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定 する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。
- 第3条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び同条第5項」を「、同条第5項」に、「ものを」を「もの及び第139条の5の規定により地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第9条の16に規定する方法によつて徴収するものを」に、「に限る」を「及び第139条の5の規定により施行規則第9条の16に規定する方法によつて徴収するものに限る」に改める。

第38条の3第2項中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」とい

う。)」を「施行規則」に改める。

第135条の13中「100分の47」を「100分の43」に改める。

附則第15条の3に次の1項を加える。

- 4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの(以下この項において「自家用の乗用車等」という。)に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、同項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。
 - (1) 自家用の乗用車
 - (2) 特種用途車のうちキャンピングカー (原動機を用いないものを除く。)

附則第15条の3の2第3項及び第4項を削る。

附則第15条の3の3第1項中「若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項」を「から第4項まで」に改める。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (平成28年6月県条例第43号) の一部を次のよう に改正する。

第1条のうち山形県県税条例第67条を削り、第67条の2を第67条とし、第2章第2節中同条の次に1条を加える改正規定中「第35条の4の6」を「第35条の4の7」に改める。

附則第6項中「第35条の4の6」を「第35条の4の7」に、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)附則第4条第2項」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)附則第3条第1項」に、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第4条第2項」を「同項」に改める。

附則第7項中「第35条の4の6」を「第35条の4の7」に、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)附則第4条第3項」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)附則第3条第2項」に改める。

附則第8項中「第35条の4の6」を「第35条の4の7」に、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)附則第4条第4項」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)附則第3条第3項」に改める。

第5条 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (平成29年3月県条例第12号) の一部を次のよう に改正する。

第2条のうち山形県県税条例第132条を改める改正規定中「、自動車」を「、自動車(法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。)」に改め、同条例附則第15条の3第1項の改正規定中「以下この条において同じ。)」を「次項第1号において同じ。)」に、「以下この条において同じ。」」を「次項第2号において同じ。」」に、「、「自動車税」を「、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に、「自動車税」に、「改め、同項第2号」を「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号」に、「改め、同項の表」を「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表」に改める。

附則第5項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第7項中「前項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度 分の自動車税の種別割に係る新条例第138条の2第4項の規定の適用については、同項ただし 書中「、この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者 が山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月県条例第12号)第2条の規定による 改正前の山形県県税条例(以下この項において「平成29年改正前の県税条例」という。)第 132条の2その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成29年改正前の県税条例に規定 する自動車税を課されないとき」とする。

第6条 山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成30年7月県条例第48号)の一部を次のよう に改正する。

第1条のうち山形県県税条例第45条に3項を加える改正規定中「3項」を「4項」に、「この項及び次項」を「この条」に、「(次項」を「(次項及び第6項」に、「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織(法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条及び第67条の7の2において同じ。)」に、「第6項」を「同項及び同条」に改め、「その他規則で定める方法」を削り、「申告は、」を「申告は、申告書記載事項が」に改め、同改正規定に次のように加える。

7 第4項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。

第1条のうち山形県県税条例第67条の7の次に1条を加える改正規定中「及び次項」を「、次項及び第4項」に改め、「法第762条第1号に規定する」を削り、「地方税共同機構(第3項において「機構」という。)」を「機構」に改め、「その他規則で定める方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

4 第1項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。

第1条のうち山形県県税条例附則第13条の5後段を改める改正規定中「及び第3項の」を「、第3項及び第4項の」に改め、「法第762条第1号に規定する」を削り、「地方税共同機構(第3項において「機構」という。)」を「機構」に改め、「その他規則で定める方法」を削り、

Γ		知事	税務署長	を
Γ		知事	税務署長	J
	第67条の7の2第4	第1項	消費税法第46条の2第1項	
	項	かつ、同項	かつ、第1項	に
		知事の	その納税地を所轄する税務署長の	
		知事が	当該税務署長が	I

改める。

附則第1項第3号中「3項」を「4項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条及び第4条から第6条までの規定 公布の日
 - (2) 第2条中山形県県税条例(以下「県税条例」という。)第38条の3、第38条の4及び第64条 第1項の改正規定並びに県税条例附則第21条の2の改正規定並びに附則第2項の規定 令和2 年1月1日
 - (3) 第2条中県税条例第135条の6の改正規定、第139条の4の次に1条を加える改正規定並びに 第3条中県税条例第6条第1項及び第38条の3第2項の改正規定 令和2年1月6日
 - (4) 第3条中県税条例附則第15条の3から附則第15条の3の3までの改正規定及び附則第10項の 規定 令和3年4月1日
 - (5) 第3条中県税条例第135条の13の改正規定及び附則第9項の規定 令和4年4月1日
 - (6) 第2条中県税条例第89条第1項第2号の改正規定 令和5年1月1日
 - (7) 第2条中県税条例第37条の2及び第38条の改正規定 令和6年1月1日
 - (8) 第2条中県税条例第80条の6の改正規定及び附則第4項の規定 農地中間管理事業の推進に 関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第1条第2号に掲げる規定の 施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の県税条例附則第21条の2の規定は、令和2年度以後の 年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前 の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 附則第1項の規定による改正後の県税条例(以下この項及び附則第5項から附則第8項までに おいて「元年10月新条例」という。)第54条及び元年10月新条例附則第13条の3の規定は、この 条例の施行の日(附則第5項及び附則第6項において「元年10月新条例施行日」という。)以後 に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人 の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 附則第1項第8号に掲げる規定による改正後の県税条例第80条の6の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同条に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の県税条例第80条の6に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、元年10月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分 は、元年10月新条例施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割につい て適用する。
- 6 元年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、元年10月新条例施行日以後に納税 義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割に ついて適用する。
- 7 平成24年4月1日から地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号。以下この項において「平成28年改正法」という。)附則第1条第5号の4に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成28年改正法第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び次項において「28年旧法」という。)附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行の日以後最初に28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域(次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成23年3月11日を地方税法等

の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「31年10月新法」という。)附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、元年10月新条例附則第25条第1項並びに元年10月新条例附則第26条第1項及び第4項の規定を適用する。

- 8 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を31年10月新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、元年10月新条例附則第25条第1項並びに元年10月新条例附則第26条第1項及び第4項の規定を適用する。
- 9 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の県税条例第135条の13の規定は、令和4年度以後に同条の規定により交付すべき交付金について適用し、令和3年度分までの同号に掲げる規定による改正前の県税条例第135条の13の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。
- 10 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例(平成12年7月県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第7号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例(平成28年3月県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改め、同条第2号中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第2条の2中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第8号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第5項事務の欄第9号から第11号までを削り、同欄第12号中「障害児通所支援事業等」を「障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業(地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市が行うものに限る。次号において「障害児通所支援事業等」という。)」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄中第13号を第10号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県民生委員の定数に関する条例(平成27年3月県条例第13号)の一部を次のように改正する。

本則中「198人」を「200人」に、 「125人 を「127人 に改める。 92人」を 96人」に改める。

附則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例(昭和39年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「間は」を「間、庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては令和元年8月1日から令和2年3月31日までの間は」に改める。

附則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年12月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第4の(20)の項中「8,600円」	を「8,700円」	に改め、	同表の(21)の項及び(22)の項中
「11,000円」を「12,000円」に改める。			

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。